

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に関するお知らせ



令和7年4月1日から盛土等の工事は許可・届出が必要です

- 山口県では、令和7年4月1日に「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定し、盛土規制法の運用を開始しました。（下関市内の規制区域は下関市が指定）
- 規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要です。
- 規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

許可・届出が必要な工事

許可 工事着手の前まで

届出 工事着手の30日前まで

区分	イメージ図	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
土地の形質の変更（盛土・切土）	①	盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの
	②	切土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの
	③	盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖※を生ずるもの（①、②を除く）	盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの（①、②を除く）
	④	盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）
	⑤	盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く） 盛土・切土前後の標高差 50cm超 が対象	盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く） 盛土・切土前後の標高差 50cm超 が対象
一時的な土石の堆積	⑥	最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの
	⑦	最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの 土石の堆積前後の標高差 50cm超 が対象	最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの 土石の堆積前後の標高差 50cm超 が対象

※「崖」：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

〔無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象となります〕

最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下（法人に対しては最大3億円以下）

盛土規制法の詳細及び規制区域については山口県のホームページでご確認ください。

【盛土規制法について】
山口県ホームページ



<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/209830.html>

【規制区域について】
山口県オープンデータマップ



<https://yamaguchi-opendata.jp/dashboard>

許可申請手続の流れ

許可申請前

事前相談

- 事前相談書に図面等を添付して、許可権者と協議

土地所有者等の同意

- 盛土等を行う土地の権利者全員の同意

周辺住民への事前周知

- 周辺地域の住民に対して工事内容を周知

許可申請

許可基準への適合

【許可基準】

- 災害防止のための安全基準に適合すること
- 工事主が必要な資力・信用を有すること
- 工事施行者が必要な能力を有すること
- 土地の権利者全員の同意を得ていること

許可

工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

工事着手

現場での標識掲出

- 見やすい場所に、工事の許可を受けている旨の表示

定期報告

- 工事の施行状況について、3箇月ごとに報告※

中間検査

- 工事完了後に確認困難となる工程（特定工程）の現地検査※

※一定規模以上の工事に適用

工事完了

完了検査

- 安全基準への適合性について現地検査

前記以外に届出を要するもの

- 以下の施設の全部又は一部を除却する工事（工事着手の14日前まで）
 - ・擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの
 - ・地表水等を排除するための排水施設、地すべり抑止ぐい 等
- 「公共施設用地」を宅地又は農地等に転用した場合（転用した日から14日以内）

許可・届出を要しない工事

- R7.4.1以降に都市計画法の開発許可を受け、みなし許可となった工事
- 盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事
- 盛土規制法施行令第2条で定める公共施設用地で行われる工事
- 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

建築基準法（建築確認等）との関連

- R7.4.1以降に確認済証が交付される建築物の確認申請には、新たに盛土規制法への適合性を証する書類等の添付が必要です。（詳細は山口県ホームページに掲載）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の築造において、盛土・切土を伴うものは盛土規制法に基づく許可・届出が必要となる場合があります。

【手続・様式・審査基準等】

詳細は山口県ホームページの「盛土ハンドブック」をご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/289563.html>



盛土ハンドブック

【お問い合わせ先】

（宅地造成等工事規制区域に関すること） **山口県 土木建築部 建築指導課**：083-933-3866

（特定盛土等規制区域に関すること） **山口県 農林水産部 森林整備課**：083-933-3480

※下関市内の工事については、下関市にお問い合わせください。